

して実地試験を行った。翌年には、この模範場をさらに六会村・茅ヶ崎町に増設している。

同模範場の試験結果を記した「甘藷模範成績」緒言(第二報)は、当時の郡下甘藷栽培増加の傾向をもってすれば「殆んど全郡一帯甘藷地となり近き将来に於て巨万の輸出のあるへしと信す之れ郡是として模範場を設置せし所以」なりとしている。同場では種々の品種の比較試験を行い、「販売用として利益多からんと認めらるゝ種類」として川越(在来および本場)、南京など、自家食用として三良主・枇杷嶋、乾燥藷製造用として琉球・紀州・四十日等が適しているとした(高座郡役所 明治四十三年度「甘藷模範成績」第一報 明治四十四年度「甘藷模範成績」第二報)。在来種の早生白(相州白)は、食味・収量とも最も劣るとして斥けられ、一九一一年からは比較試験の対象からも外されている。この試験結果にもとづき、郡農業技手池田儀作は、とくに川越(本場)の栽培を奨励した。また彼は「甘藷栽培法」を記して「本郡農土に適する栽培標準」を農家に示したが、その末尾の項、甘藷の連作において「甘藷は年々同一地に栽培するときは、其の収量年を遂って減少の傾あり、且つ病害に侵され易きも、形状正しく品質可良なるものを産す、故に販売用の甘藷は連作するに利あり」と述べていることから、同郡栽培指導の対象が、主として販売用甘藷にあることは明らかである。

以上、養蚕地帯三郡では、依然として主要な現金収入源は養蚕であるものの、むしろそれ以外の麦・甘藷などについて商品化が進み、自給的な雑穀・大豆に代わって、商品作物として甘藷の栽培増加が目立っている。

四 相模川以西三郡

裏作水田と 相模川以西三郡(大住・洵綾郡は、一八九六―明治二十九年―合併、中郡となる)とくに酒匂川流域の水田裏作地帯で**煙草栽培**は、県下で最も水稲の作付比率が高く、また水田裏作率も最高である。農家一戸当たりの水田面積は決して多くはないが、水田の存在が、この地域農家の経営を安定させ、それがまた農業が大きく変化しない原因ともなっている。

表3-39 相模川以西3郡の煙草・落花生作付面積の変遷
1891(明治24)―1911年

年代	中 郡		足柄上郡		足柄下郡	
	煙 草	落花生	煙 草	落花生	煙 草	落花生
1891	町 782.3		町 287.6		町 27.5	
1893	839.1		284.2		33.0	
1895	929.2		294.9		36.8	
1897	915.6		390.0		35.5	
1898	763.6		340.7		26.7	
1900	935.8		424.8		44.6	
1905	1,050.2	306.4	432.3	156.3	45.0	111.5
1906	1,016.7	315.5	402.3	179.2	33.6	113.2
1907	1,109.5	356.5	425.1	165.4	30.5	115.5
1908	1,029.3	398.5	378.1	189.2	31.8	127.2
1909	1,007.7	495.5	392.3	184.8	31.0	135.3
1910	1,079.7	608.5	406.9	306.8	32.5	129.9
1911	1,013.2	607.0	391.3	294.4	4.0	154.8

注 『神奈川県統計書』より作成

この地帯で、里芋・大根という旧来からの蔬菜の作付比率が最も高いことがその証左であろう。ただ、内陸部中郡の西北部と足柄上郡の北部の畑作地帯では、農家の主要な現金収入源として煙草が栽培され、その裏作に麦・菜種を作付して主に自給に供していた。

煙草は、明治二十年(一八八七)代後半期にさらに栽培面積を増し、とくにそれは秦野煙草生産地の周辺で著しく、生産地帯の拡大傾向を示していた。しかし、一八九八(明治三十一)年からの専売制施行は、これに大きな打撃を与え、作付面積は一挙に激減をみた。落花生栽培が増加してくるのは、このころのことである。煙草栽培は、その後再び回復に向かうが、その栽培地域は縮小し、中郡の限られた地域内だけに集中する傾向を示し、一九〇五(明治三十八)年以降には全体として停滞するに

たっている(表三・三九)。専売制によって強い制約を受けることになった煙草に代わる新たな商品作物として登場したのが落花生である。

落花生栽培の拡大

県下での落花生栽培は、明治四年(一八七二)、海綾郡国府村渡辺慶次郎が、横浜から種子を得て試作し、一八七八(明治十一)年には四反一畝から二七二〇貫を得るにいたったのが初めといわれるが、その後、次第に各所

表3-40 神奈川県における落花生作付面積の変遷

年代	作付面積
	町
1901	537.7
1902	502.3
1903	733.6
1904	903.2 %
1905	863.5(66.5)
1906	867.9(70.0)
1907	882.7(72.2)
1908	921.5(77.6)
1909	1,039.5(78.5)
1910	1,349.3(77.5)
1911	1,369.5(77.1)

注 1 『神奈川県統計書』より作成。
 2 () は中郡、足柄上・下郡3郡の占める割合。

で栽培されるようになり、一九〇一(明治三十四)年には五三七町余に達している(表三・四〇)。このころ、落花生の国内需要は小さく、そのほとんどは輸出向けに小粒種を栽培し、またその産地も、県下各郡に散在し、中郡・足柄下郡では、県下の全作付面積のうち三三割ほどを占めるにすぎなかった(表三・四一)。しかし、煙草専売制施行後、煙草生産地帯で急速に落花生栽培が増加し、一九〇五(明治三十八)年には県全体の作付面積のうち六六割余、一九一一(明治四十四)年には七七割が、中郡、足柄上・下郡に集中するにいたった。従来、相模川以西三郡は、輸出向け商品作物の栽培は少なく、これが農家経営のなかに組み込まれたのは、落花生が初めであろう。落花生は、普通、麦の間作として畦間に四月中旬ないし五月中旬に播種される(この際、甘藷・大小豆と混作することもあり、作付面積の統計的把握を不確実に行っている)。収穫は、十月下旬から十一月下旬にかけてで、収穫すると、一日日乾してから莖葉と実とを分離し、さらに筵に拡げ三―四日乾かした後、仲買人に売却した。県下の地方相場は、横浜市場の取引相場から運賃手数料などおおよそ一割前後を控除したものであった。なおこの時期、しばしば黒斑病(葉面に黒斑を発生し、次第に広がって、一面黒変し、ときに莖幹にまで及ぶ)の発生がみられたが、当時の栽培技術は「此被害に付ては何等施設なく傍観するのみ」(明治三十七年『神奈川県農會報』第一九号)という状態に止まっていた。

蜜柑経営発展の端緒 一方、日露戦後にいたって、足柄上・下郡での蜜柑栽培において商品化を目的とした諸種の技術的改良

が始められた。同地帯は、気候温暖で、すでに旧幕期から柑橘が栽植され、これが漸次普及して、明治三〇年(一八九七)代には、温州と紀州とが混在し、果実は主に近在に向けて販売されていたが、果樹の管理にはほとんど意を用いることはなかった。しかし後年、

表3-41 1903（明治36）年ころの県下落花生生産の概況

地区	主産地	平均 作付反別	収穫高	反当 たり収量	作付割合	
					大粒種	小粒種
都筑郡 鎌倉郡	二俣川, 西谷, 都岡村	153	64,000	42	10	90
	中川, 瀬谷, 永野, 中和田, 深沢村	136	51,200	38	30	70
高座郡	綾瀬, 大野, 鶴沼, 鶴嶺, 有 馬, 明治村	174	79,120	45	10	90
中郡	吾妻, 国府, 南桑野村	140	100,000	71	20	80
足柄下郡	下中, 下曾我, 上府中村	111	43,920	40	40	60
その他		56	19,840	35	20	80
計		770	358,080	47	20	80

注 『神奈川県農会報』第19号より作成

〔現在（注一九四三年）温州の中三〇年前後の樹齡を経たるものが一番多い、是等は日露戦争直後に栽植せられたもので、全面積の六割位占め現今収穫全盛を極めて居る〕（富樫常治『神奈川県園芸発達史』）といわれるように、日露戦後に、はじめて温州の大規模な栽植がなされ、ついで一九〇五（明治三十八）年ころ、ポルドー液による病害蟲予防が初めて柑橘に施用され、急速に普及した。また、このころ、県立農事試験場技師富樫常治は、蜜柑剪定の必要を唱え、一九〇七年、足柄下郡土肥村の講習会で、初めて実地に剪定を施した（前掲『神奈川県園芸発達史』）。しかし、この剪定をはじめ、施肥の改良、果実貯蔵の実施等が一般に普及するのは、大正期に入ることである。足柄下郡下曾我村、足柄上郡曾我村・福沢村等を中心とした梅林も、歴史は古いが、やはり日露戦後、急速に増殖され、観梅のみならず果実採取にも関心が寄せられるようになった。しかし、果実採取を専用とする梅の栽植は、大正期以後のことに属する。

ところで県は、一九〇八（明治四十二）年、県立農事試験場園芸部（二宮園芸部）を中郡吾妻村に設置し、柑橘類を中心とした試験を実施し、あわせて果樹経営者に対する講習・実地指導を行った。足柄上・下郡における蜜柑栽培は、これによって経営発展のための技術的基礎を与えられた。

表3-42 品種別養豚頭数の変遷 1899(明治32)―1911年

年代	内 国 種	外国種	雑 種	合 計
1899	1,389(67.2)	14	664	2,067(100)
1900	1,788(56.7)	37	1,330	3,155(153)
1901	2,392(48.3)	57	2,474	4,923(238)
1902	2,296(44.2)	99	2,800	5,195(251)
1903	2,513(44.5)	108	3,021	5,642(273)
1904	2,273(40.9)	97	3,182	5,552(269)
1905	2,540(35.8)	186	4,371	7,097(343)
1906	2,832(28.8)	304	6,698	9,834(476)
1907	2,612(20.9)	344	9,567	12,523(606)
1908	2,458(19.0)	204	10,249	12,911(625)
1909	2,576(20.4)	265	9,791	12,632(611)
1910	2,636(20.4)	196	10,119	12,951(627)
1911	—	194	13,530	13,724(664)

注 1 『神奈川県統計書』より作成。

2 内国種の()内は、総頭数中の割合。合計の()内は1899(明治32)年を100とした指数。

の豚飼育増育
 神奈川県下の養豚は、一八九九(明治三十二)年現在では、総数二〇六七頭にすぎず、その半ばが高座郡で飼育され、残りは他郡に少数ずつ散在し、これらの六七割は在来種であった(表三・四二)。横浜には、すでに維新时期に外国種の豚が輸入され、その交雑した雑種のなから、「谷戸種」(または「谷頭種」という固定した一雑種が形成されていた。この谷戸豚は、飼養が容易で、早熟という利点から広く普及していくが、一九〇〇年現在、久良岐郡の豚二二八頭のうち二一頭までを占める雑種は、この谷戸豚にはかならないであろう。この時点では、他郡雑種は、まだ総数の半ばにみえない(愛甲郡のみ五六割)。しかし、以後一〇余年間における豚飼育の増大は急激で、一九一一年には、一八九九年の約六・六倍に達し、全国でも有数の養豚県となった。とくに、高座郡での増大は著しく、愛甲・鎌倉・中郡がこれについている。この過程で、雑種は全郡に普及し、内国種はほとんど姿を消すにいたった。一九〇六(明治三十九)年から県は、ヨークシア・パークシアなどの優良種

五 農家養豚の発展

表3-43 郡別養豚頭数の変遷 1899(明治32)―1911年

地区	1899年	1902年	1905年	1908年	1911年
横浜市	9	407	54	106	288
久良岐郡	56	—	15	27	36
橘樹郡	31	126	125	268	748
都筑郡	54	230	477	1,079	1,494
三浦郡	—	—	95	83	330
鎌倉郡	45	250	435	913	1,408
高座郡	1,141	2,155	3,743	6,139	5,589
久井郡	—	114	229	584	264
愛甲郡	245	803	881	1,564	1,449
中足柄上郡	433	1,015	890	1,241	1,274
足柄下郡	50	66	90	481	262
計	2,067	5,195	7,097	12,906	13,724

注 『神奈川県統計書』より作成

の豚数を飼数せんことを希望」と主張した。県下の急激な養豚の増加は、ほぼ、玉那覇徹のこの主張に副って進められたといえる。高座郡相原・大沢村については先にふれたが、同郡綾瀬村の豚飼養状況をみると、一九〇四年現在農家八四九戸中、三二七戸(三八・五%)が豚を飼養するが、うち、四頭以上飼養が一戸、三頭飼養五戸、二頭飼養二七戸で、残り二九四戸(飼養農家の九〇%)は一頭だけの飼養である。その収支として掲げる例によれば(表三・四四)、仔豚を一年育成後販売して、

牡豚に補助金を交付し、品種改良を奨励したこと(のち県立農事試験場による種豚配付に切り替えられる)もこれに与っているであろう。

副業とし 一九〇二(明治三十五年)年、県農事試験場技手玉那覇徹の養豚 は、『神奈川県農會報』の誌上(二〇、一一号)で、養豚

業の振興を主張し、豚の他の一般家畜と異なる特質として、次の八点を挙げた。すなわち、(一) 農家経済上、豚は、牛馬等の飼育を妨げない(とくに飼料面で)、(二) 地面氣候を選ばない、(三) 豚は台所の残物・雑穀の掃寄せ、澱粉糟等をも食す、(四) 豚肉は貯蔵し易い(ハム・塩漬等)、(五) 需要者の多少に応じ、それに相当した大きさのものを屠殺する便がある、(六) 繁殖力大、(七) 豚にはほとんど廃棄物なく、各部分を利用できる。(八) 大小農家何れも飼養できる、というものである。彼は、農家が「悉く主業として養豚すべしと勧誘するものにあらず」、右の特性を活かし「農家の廃物利用的に副業として、各自相当

は一〇余戸、年産六〇万斤の規模に達し、海外（朝鮮・南洋諸島）への輸出も行われていた。

第二節 地主制下の農家経済

一 地主制の成立

大地主の成立 すでにのべたように、明治十年代後半の農村不況の後、県下でも大地主の成立がみられた。一八九〇（明治二十三年）年から一九一一（明治四十四）年にいたる『貴族院多額納税者議員互選名簿』に登載されている県下で最大の地主は表三四五のごとくである。⁽¹⁾一八九六（明治二十九）年時点で、県下最大の地主は、中郡成瀬村の石川虎之助で、所有地地価三万二一六一円、概算して水田約五八〇町歩を所有、一九一〇（明治四十三年）になると、中郡相川村小塩八郎右衛門は、所有地地価九万一〇八五円、概算水田約一六四〇町を所有するにいたっている。これら大地主とその小作地は、県下の主要な水田地帯にほぼ集中している。すなわち、一は多摩川沿岸橋樹郡の水田地帯（河川灌漑により裏作率も高い）、一は相模川右岸の八王子―厚木―平塚街道に沿った水田地帯（相模川・中津川・荻野川・小鮎川・恩曾川・玉川・渋田川・鈴川・金目川等による灌漑、裏作も行われている）である。ほかに酒匂川沿岸水田単作地帯と三浦郡沿海部にも大地主の存在がみられるが、少数であり、かつ後者はその小作地が漁村に限られていることから、漁業関係の金融を通して獲得したものと推察される。また、これら県下で最大級の地主の小作地は、居村周辺だけではなく、広範囲にわたっていることを特色とする。そして、それは、明治十年代における農民に対する金融活動と密接に関連するものであったことは、とくに活発な金融活動がみられた中郡・三浦郡の地

表3-45 明治中・後期における県下の大地主一覧 1896(明治29)年基準

人 名	住 所	1896年現在小作地所在町村	1896年地価 円
原文次郎(農)	橘樹郡中原村	橘樹郡中原・住吉・御幸・高津村, 都筑郡山内村	24,085.16
小宮隆太郎(商)	橘樹郡川崎町	橘樹郡川崎町・大師河原・旭・子安・町田・田島・御幸・日吉村	19,395.92
宮井与右衛門(商)	三浦郡浦賀町	三浦郡浦賀町・久里浜・北下浦・衣笠村	23,733.92
太田又四郎(商)	同 上	三浦郡浦賀町・豊島・衣笠・初声・西浦村	19,626.25
高橋勝七(農)	同 上	(1903年) 三浦郡浦賀・横須賀・豊島町・久里浜・衣笠・初声村	(1903年) 27,690.24
佐野市郎(農)	愛甲郡下川入村	(1889年) 愛甲郡下川入・棚沢・三田・及川・荻野・小鮎・依知・中津・南毛利村・厚木町, 南多摩郡山井村・八王子町, 北多摩郡中神村	(1889年) 20,640.00
		愛甲郡厚木町・依知・荻野・南毛利・小鮎・下川入・三田・棚沢・及川村, 中郡大磯町・岡崎村	21,447.72
永野茂(農)	愛甲郡妻田村	(1889年) 愛甲郡妻田・南毛利・小鮎・依知・愛川・荻野・林・及川・三田村・厚木町, 中郡神田村	(1889年) 17,840.00
		愛甲郡妻田・南毛利・小鮎・依知・愛川・荻野・林・及川・三田・煤ヶ谷村	21,766.56
小塩寛蔵(農)	中郡相川村	(1889年) 大住郡相川・成瀬・大田・神田村, 愛甲郡南毛利, 高座郡有馬村	(1889年) 33,360.92
		中郡相川・成瀬・大田・神田村, 愛甲郡南毛利村	29,805.56
		(1906年) 中郡相川・成瀬・大田・神田・城島村, 高座郡鶴嶺・	(1906年) 67,165.32

		有馬村，愛甲郡厚木町・三田・南毛利村	
小塩八郎右衛門 (農)	中郡相川村	中郡相川・成瀬・神田・大田村，愛甲郡南毛利村	20,434.32
		(1910年)中郡相川・成瀬・神田・大田・大野・伊勢原町，愛甲郡厚木町・高峯・荻野・小鮎・煤ヶ谷・玉川・南毛利・林・三田村	(1910年) 91,085.60
石川虎之助(農)	中郡成瀬村	(1889年)大住郡成瀬・高部屋・大田・大山・相川村，愛甲郡南毛利村	(1889年) 28,180.76
		中郡成瀬・高部屋・大田・相川村・大山・伊勢原町，愛甲郡南毛利村・厚木町	32,161.68
梅原脩平(農兼商)	中郡南秦野村	(1889年)大住郡南秦野・土沢・東秦野・金目・比々多・高部屋・大根村・大山・秦野町，足柄上郡井ノ口・中村	(1889年) 16,288.40
		中郡南秦野・土沢・東秦野・金目・比々多・高部屋・大根村・大山・秦野・伊勢原町，足柄上郡井ノ口・中村	24,592.00
石塚八郎右衛門 (農)	足柄下郡前羽村	足柄下郡前羽・上府中・府中・下中・国府津・酒匂村，中郡土沢村，足柄上郡曾我村	19,585.04

注 明治23, 30, 37, 40, 44年『貴族院多額納税者議員互選名簿』より作成

域と小作地の所在地域とがほぼ合致することからも推定できる。これら大地主は、この時期には、急激な土地集中はすでに終わりを告げ、主に所有地から小作料収入の安定化・経営の堅実化を図りつつあった。彼らは、その土地取得の経緯からして、元来小作地所在村の農業生産については関心薄く、農業改良などへの消極的姿勢は一貫して変わらなかった。

在村地主の動向 居村とその周辺に土地を所有する在村地主も、この時期には、ほぼ安定した経営基盤を固めることができた。彼らは、営利計

表3-46 愛甲郡恩名村和田伝左衛門家自作畑作付の変遷

夏 作		冬 作		1871年	1879年	1886年	1893年	1900年
	粟	大麦又は小麦		反 6.600	反 6.420	反 5.329	反 5.426	反 5.807
大	豆(粟)	大根・ソバ・(大小麦)		7.700	6.300	6.815	4.928	4.604
大	豆	菜種又は大豆・(唐豆)		1.100	0.500	0.603	1.026	6.724
	芋	菜種・大麦・ソバ・大根(小麦)		0.500	1.500	1.802	0.929	0.028
大豆・小豆・大角豆・黒豆(なす)		大根・小麦・ソバ・唐豆		1.600	0.800	2.024	1.105	2.929
木綿(なす)		大	麦	1.600	1.000	0.927	—	—
麻		小	麦	0.800	—	—	—	—
サツマ芋		小	麦	0.800	0.900	1.101	2.114	1.600 1.721 0.514
陸	稲	(小麦)		—	—	—	2.304	
	荳	大豆・(小麦)		—	—	—	0.515	—
黒豆・なす(粟→陸稲)		菜種		—	—	0.601	0.601	0.601
計				20.800	17.420	19.412	19.228	24.808

- 注 1 和田家「作付帳」より作成。
 2 ()内の作物は附随的な作付を意味する。
 3 明治4(1871)、12年は地租改正丈量前の面積。

算のみにもとづき遠隔地に小作地を取得することをあえてしないから、その所有規模は、ほぼ地価一万円前後を限度としているが、多くはなお手作地をもち、この時期、小作料収入が安定するにつれて、農業生産への関心は薄らぎつつあったものの、多くは農村指導者としての意識を依然として保持していた。数例をあげると、高座郡相原村の小川(成道)家は、田七反弱、畑四二町三反、山林六二町一反を居村中心に所有(一八九二—明治二十五年)するが、約三町余の畑手作地を持ち、当主が年々農業日誌をつけ耕作に従事していた。この畑作地帯で最高の土地所有者は、同郡小山村原清兵衛で、地価一万三二九円、所有地二〇四町余(山林を含む、一八八四年現在)であった。その他、橘樹・都筑郡で、郡農会創設に尽力した橘樹郡綱島村飯田快三(助太夫)家、都筑郡下川井村桜井光興家はじめ、この時期、地域の農業指導者として活躍した愛甲郡温水村山口忠太家、同郡恩名村和田伝左衛門家、中郡(大住郡)

上糟屋村山口書輔家、同郡下荻野村難波武平家、同郡土屋村養島吉平家などいずれもこのクラスの在村地主層で、一―二町程度の手作地をもっていた。いま、その手作りの内容を和田佐左衛門家について示すと表三―四六のごとくであった。同家の手作畑は、幕末期からはば二町前後の規模を一貫して保ち、うち字萱山・中道の五筆六反四畝弱は、終始自作地として保持し、夏作に粟・大豆・芋(里芋)・冬作に麦・ソバ・大根を作っている。他の自作地は、ときに場所が変わっている。ここには自給用衣料作物として、明治四年(一八七二)までは麻が、一八九〇(明治二十三)年までは木綿が作られていたが、以後姿を消し、代わって薩摩芋・陸稻(おかば)の作付が増大している。陸稻は、一八八一(明治十四)年から五畝前後作付が始まっているが、一八九三年から主に粟に代えて二反余に増大した。また、薩摩芋も年々作付を増している。同家の自作地は、基本的には自給用であるとはいえ、商品生産の発展に無関心でなく、一八八七年半ばごろから薩摩芋など明らかに販売を目的とした栽培も行っている。また、養蚕地帯の在村地主は、多くが養蚕経営を行っており、養蚕技術の改良に工夫を凝らしている。愛甲郡の山口忠大家もその一例である(『資料編』17近代・現代(7)三)。こうした手作地経営を通して、農業生産への積極的関心を持続している在村地主は、畑作地帯はじめ県下一帯に広く存在した。この時期における県の勸農政策は、これら在村地主によって、主に農会組織を通して推進されたのであった(後述)。

しかし、一方、この時期、小作料収入が安定し、また日清・日露戦後に、都市でめざましく商工業が発展したことから、地主が農業生産への関心を失ってゆく風潮も次第に強まりつつあった。こうした状況のなかから、地主の階級的自覚ともいえるべき主張があらわれてくる。神奈川県農会の幹事で、一九〇三(明治三十六)年からは副会長として活躍する福井準造の主張は、その代表的なものであろう。

地主とし
ての自覚

福井家は、中郡豊田村小嶺（旧大住郡小嶺村）にあり、一八七八（明治十二）年現在、居村を中心に宮下・豊田本郷・平等寺村（以上合併して豊田村となる）に四七九俵一斗余、周辺の村々に四六六俵余の小作米収入のある水田小作地と他に若干の畑小作地（小作金三〇円九〇銭）を持ち、さらに手作地から米一九俵三斗、大麦二一俵四斗、大豆二二俵二斗を得ていた。一九〇一（明治三十四）年には耕地四二町二反余、地価一万四四九八円余の地主に成長している。準造の父直吉は一八七九年県会議員、翌年県会副議長となり、自由党に属し、この年、元老院に対する相模九郡有志二万三五〇〇余人署名の国会開設建白運動に代表の一人として参加するなどの活躍を行っている（『通史編』4近代・現代(1)三四五ページ以下）。後に県会議長・衆議院議員を経て神奈川県農工銀行頭取となる（長谷川博「十九世紀のわが社会主義」『社会労働研究』法政大学社会学部六号）。準造は一八九一（明治二十四）年慶応義塾大学英文科を卒業しているが、直吉らによる国会開設建白は、福沢諭吉の草案作成など周旋によったもので、この関係から準造も慶応へ入学したのであろう。準造は、卒業後、病氣勝ちで、「新潮」（神奈川県自由党系の雑誌）への寄稿、『近世社会主義』²⁾の出版（一八九九年）などを行っていた。彼は、すでにこの著書の自序で、「日本今日の形勢は、……貧富の懸隔の弊、亦將に漸く大ならんとする徴候を指示するもの如し。これ決して、経世憂国の士が平然看過すべきにあらず」と述べているが、明治三十四年『神奈川県農會報』第一〇号の論説欄に「百姓弁」なる一文を寄せ、額上の汗は千顆の玉よりも尊く、一人の田舎漢は、千人の都人士よりも貴し。活発なる国家は常に強盛なるが如く労働せる人民は常に富むるを得べし、労働の貴重なるを悟り、労働者の国家に欠くべからざるを覚知するに至らば、百姓てふ語は、卑賤なる意味に使用すべからずして、最も尊敬貴重すべき意味を有するものを覚知するに至らん。百姓豈に賤しからんや

と論じた。準造が、神奈川県下の農業界に目を向けたのは、このころからと思われるが、彼のこれまでの経歴が示すように、その主張は未だ観念的で、「労働せる人民は常に富有なるを得」られない農村の現実への認識は著しく不足している。しかし、結

婚後次第に健康も回復した彼が、その後県農会幹事として、県農会主催第一回甲種農事講習会を運営するなどの活動を通して、この観念性はようやく払拭されてきた。明治三十五年六月『神奈川県農会報』第一一号の論説「農事改良の方策如何」は、遠からず父から所有地価一万五〇〇〇〇円の豪家を引継ぐ者としての自覚に裏打ちされ、具体性を帯びた主張となっている。

ここで彼は、重商主義・重農主義・自由貿易主義等に簡単に触れ、英・独とも現今では、農民保護が重要な施政方針・政治問題の一つとなつているとし、ついでわが国の現状を次の様にとらえている。

「小作人・小農夫ハ蒼々として労役に従事し」「所謂農事改良に余念」がない。しかし、「中級以上の人士」は、「憂国の士徒に多くして、眼前農民の苦難を思はず、徒らに日英同盟に随喜感涙するの念あるも、配下の小作人が日々辛勞を知らず、政党の分合、内閣の交迭に狂奔する大憂国士独り多くして、田地の改良、農業資本の融通を謀らんとする小愛国者に至りては、寥々曉星の如し、……地主は自己の田畝を知らず、播種の時期を知らず、収穫の方法を知らず慢に大言壮語して曰く、我は有志なり、志士なり、我には何々の名誉職あり、這般の細事乃公の関する所にあらずと。我国目下の状態斯の如し」

ここには、相州自由党の名士として活躍した父直吉に対するきびしい批判がこめられているように思われる。少なくとも、準造が幼少時から身近に見聞してきた、家事を顧みず政治に没頭する相州の在村地主の現状に対する批判であった。民権運動期から一〇余年を経たこの時点では、地主らの政治活動は、この批判を正当なものにする内容に変質していたといえることができる。さて、右のような「農業社界」の改善策は次のようなものであった。

先づ他の方向に傾斜せる有志家の頭腦を改め、地主に向て農事改良の必要なるを覚らしめ、彼等本来の職業が、有志家たり、名誉職たるにあらざして、所謂農民の柱石たることを覚らしめ、彼等の声を以て農事改良の必要を叫ばしめ、彼等の口を借りて農業社界改善の法を講ぜしめ、或は資本の必要あれば、彼等自から其衝に当りて、資本融通の法を講じ、耕地整理の計画あれば、彼等卒先して此業に身を委ね、其農業上に関する百般の設備経営を、彼等の双肩に荷ハしめ、小作人、小農夫は、其補助となり、手足となり、時に或は其器械となり、所謂

上下一心以て斯業の改良を謀る……

すなわち、地主が小作人・小農を指導し、進んで農業に投資し、その改善事業を推進すべきだとする。したがって、現時実施すべき農業改善策として、耕地整理・農民への実業教育・農業団体の活動等々があげられているが、これらを実施するにはまず何よりも「事実農家の柱石たるべき地主及上級流者の心田に用水灌漑を施すこと」が急務だというのである。地主は「農家の柱石」であり、小作人・小農を率いて農業改良を進める役割を担っているとすると、この主張は、準造自身の地主としての自覚にほかならなかった。そして、それは、県下在村地主の、新しい社会的役割を一般に明示するものであったのである。

注

- (1) 貴族院多額納税者議員は、県下で、直接国税納入額が最も高額な者一五名から互選で選ばれるが、その互選者となるには、他に満三十歳以上の男子、過去一年以上その府県下に本籍を持ち住居していること、神官・僧侶・教師・軍人でないこと等の条件を満たしてはならない。また、地主によっては互選者になるのを嫌い、所有地の一部を家族名義にするなどのこともあるので、必ずしも県下最大の地主がすべて記載されているわけではない。また、とくに神奈川県の場合は、多額の直接国税納入額（商業からの所得税、および横浜など市街地その他別荘地所有からの地租）を納める富裕な横浜商人（原善三郎・渡辺福三郎・高島嘉右衛門・大谷嘉兵衛等々）が居て、大地主の互選者資格獲得を圧迫していた。とくに一九〇四年、直接国税総額中に営業税が加えられ、互選者資格が商工業者に有利になると、大地主は一五人中一、二人に減少してしまった。しかし、これが大地主層の没落傾向を示すものでないことはいまでもない。

- (2) この著書（有斐閣刊）は、社会主義の各潮流を広く紹介し、とくにマルクス主義について三六ページにわたる詳細な解説を行った点で、当時としては比類ないものだったとされる（長谷川博 前掲論文）。また、郭沫若「十八年ぶりの日本」（『中央公論』一九五六年二月 南原繁との対談）によれば、「お国の福井準造という人が書いた『近代社会主義』という四巻になっている本が、私どもの方に翻訳

されたのです。私どもの方で、マルクス、エンゲルスを知ったのは、この本によって知ったのです」というほどの意義をもつものであった(長谷川博 前掲論文)。

二 農家経済

在地主の 一九〇二(明治三十五年)年から一九〇四年にかけて、神奈川県農会が実施した村是調査は、この時期における農家諸階層の経営・生活の実態を明らかにしている。¹¹⁾これによれば村民は、おおむね生計の方法・難易が異なる三ないし四の階層を構成していた。

この諸階層の頂点に立つのが地主層である。前述した福井準造の居村では、この階層は「極少数(福井家外一戸)の大地主にして、一村枢要の地を占め、古来の名望と多大の資産とを擁し安泰に生計を営む」とされ、足柄上郡金田村では「多くの動産不動産を有し、概ね地方の名望を負ひ郷党の事務に当たり、傍ら農商雑業に従事する」といい、三一八戸中一五戸がこれに属する。都筑郡中川村では、この「多くの地所を所有し所謂地主として暮らすことを得るもの」は、五〇〇戸のうち五分、二五戸であった。この地主層の生計は、「一に是れ其家産を維持して子孫長久の計に勤むるのみ、大は愈々大となり強は益々強となるの勢あり」(豊田村)、「生計は年々良好となるや明なり、即ち支出の増すことよりも収入の加はることの方大なるを以て残益は漸次多きを致すべし、今日村内にて余裕を生ずべきは之れを措て他に求むべからず」(金田村)、「唯だ余計の仕事に手出しせずんは大は愈々大となり家運長く栄ゆべし」(中川村)と、いずれも益々発展に向う傾向にあると指摘している。まだ小作人との対立は顕在化せず、経営発展のためにとくに努力する必要もないまま、富裕化が進みつつある。地主制は隆盛期にある

ことがうかがえる。

小作農の生活

こうした地主制下での小作農の生活は悲惨であった。彼らは「土地は少しも所有せざるか所有するも僅少にして常に矮屋に起居し……皆其身体を唯一の資本とし終歳宮々労働に従事し僅に糊口渡世するを得るのみ」（豊田村）で、小作の傍ら現金収入となる何らかの余業をしなければ生活していけない階層であるが、豊田村では、全戸数の大部分、中川村では五割、金田村では約五七割を占めていた。すなわち、村民の少なくとも半ば以上は、この階層に属している。

都筑郡中川村の田四反、畑五反を小作する六人家族の経営を例にとれば、彼らは農耕の傍ら、

風雨の日農閑の夜は藁細工などして小遣ひ銭の取込みに忙はし、作物豊饒なれば、一年の食料は不足を告げず、よし粗食なりとて餅あり団子あり蕎麦・温飩・青芋・大根・四季折々の野菜を欠くことなし、唯だ不作の年に遭へば、作物は二割三割と減し、肥料代は損となり僅かに手細工の売り上げを頼みとなすのみ、平素は別に金銭の必要なく、働く限り暮らし向は何とか立ち行くものなるが、少しにても手を休みては忽ち困苦に陥り而かも他人の融通を得ること能はざるなり、此故に衣服器具などの新調は中々覚束なく、継ぎくしの野良着、風呂敷包みの嫁入り、之れが先づ並なるべし

という生活であった。

余業の種類は、地域によって異なっている。都筑郡中川村では、藁細工を主とし、他に奉公人・日雇などがあった。藁細工は、草鞋の他、草履・繩・俵・筵・眷・簇などで、草鞋は糯藁・琉球・ボロを原料に農閑の日や夜業に男女を問わず従事し、一日一〇—一五足作り、一〇足平均二〇銭位で村外から来る買取り人に売却し、東京・横浜の車夫・人夫などの需用に供せられた。昔は草履作りはなんとなく卑しめられたが、今は公然と精出すようになり、「朝晩到る処才槌の音聞えざる谷戸もなし」という有様であった。しかし、日銭は取れるが、「単に其日を暮す丈」で余裕は生まれず、耕作と半々に営む者は、農耕が未熟

となり、秋に小作米を買って納める始末となり、夏は肥料代にあてる穀物なく困窮することになる。奉公人は、十一二十五歳の男女で、村内では主人の家の家事または農耕に、東京・横浜へ行く者は、男は小僧、女は下働き、八王子へ行く者は、主に女子で糸取り・機織に従事した。日雇は夏秋の農繁期だけに限られ、さしたる稼ぎにはならない。中郡豊田村では、地理的條件もあって右の中川村のような余業はない。出稼ぎ・「小商い」がその主なものであったが、これに従事すると「家計を助けんとして却て其家業に怠り、一家和熟せず、事志と違ひ、予期の利益を見ることなく家道漸く傾き来りて遂に困苦救ふべからざるに至る」傾向があるという。

足柄上郡金田村でも、余業の種類は多くなく、日雇取り・奉公人・駄賃取りを主とする。奉公人は、少女は子守りから年経て「御膳炊き」「中働き」となり、小児は、馬の鼻取りから、半季を経て作男、商家のばあいは小僧番頭に進む。当面は口べらしが目的で、年経れば、若干の現金収入や将来の独立が期待できた。日雇取りは、「壮男壮婦」が自家の仕事を繰合わせ農家日雇となり多少の銭取りをするものであった。駄賃取りは、荷車一輛を元手として、小田原―秦野間等を往来し、一日六〇銭の賃銭を取った。

こうした小作農は財産なく、そのため他から資金の融通を受けることができない。したがって、豊田村を例にとれば、

……既に融通なきが故に、器具も肥料も購ふに由なし、即ち粗雑となり無肥料作となり調整の不完全となり、品質の良、収穫の豊なるは遂に見るべからず、偶々借金を忍び肥料を求むれば、不幸虫害水害風雨の難あり、半歳の丹精爰に皆無に属することなどありて独り丹精の効果なきのみならず、負債の償還に任せざるべからざることあり、僅に農家は甘藷の売上げ、繭の代価の幾分を投じて肥料の臭ひを作物に嗅がせるに過ぎず、地は荒れて収穫は減少し、小農は細農と換り、細農は貧農と変ずるを見ることなくばあらず

ということになった。また、余業に精出せば、前述中川村のように、やはり農耕がおろそかになる。農民の過半が、このよう

な小作農であれば、農業生産の発展は望めないばかりか、却って生産力低下の恐れすらある。地主・小作関係は、この時期すでに農業生産力の発展を阻む要因となっていたといえよう。前項で述べた福井準造の農業改良政策は、こうした地主・小作関係それ自体を変えることは、全く念頭になかった。

自作・小作農の存在形態 以上のべた地主と小作層の中間に位置する階層として、自作ないし小作農が存在していた。しかし、この経営内容は複雑で、必ずしも単一の階層としてとらえられない。

一は、「少しは地所を所有し、少しく小作をも作り余暇には種々の副業を営むもの」(中川村)、または「祖先伝来の宅地と多少の田畑と住家とを所有」する「自作農及自作兼小作農」(豊田村)であり、一は、「地所は自分にて作るには余りあり、多少小作せしむるを得べく常に部落の世話などするもの」(中川村)、または「土蔵を備へ一村の重要な地位に居る小地主」(豊田村)である。中川村では前者が全戸数の三五割、後者が一〇割を占めている。なお、金田村では、両者をあわせ地主・小作の中間層と把え「地主あり自作あり自作及小作あり地主兼小作あり」としている。

以上のうち、自作または小作層は、農業生産発展の担い手というべき階層であった。中川村を例にあげれば、「最も百姓に精出し、田地は人に勝りて良く作らんと常々心に懸げ、肥しも余分に用ひ、草取り・苧芝・粗朶売り怠ることなく、蚕も能く当たり、菓細工も精一杯作りて年中隙間なく、小供多ければ奉公に出し、手都合しては日備も取る。年豊なれば米の一俵麦の二俵は売出す余裕あり、繭の売上げ・菓細工の売溜めは人知れず村外に預けて利殖を計り、若し地所の売り物あれば少し位ならば借金を足しても手に入れんことを願ふ」という経営であった。この階層は不作の年は生活に「稍困苦を覚」えたが、年間絶えず働くことによって、小作をやめ自作農に上昇する可能性をもっていた。ただし浪費や投機に手を出せば、わずかの貯金・少しの地所も処分してたちまち没落せねばならなかった。これに対し、小地主層は、「地所も資本も自分の物、一家五人八分の

外に奉公人あり、人手も亦乏しからず、田畑の耕作は行き届き、良い肥料を多く用ひ、良い種類は早く作り、小作人などの真似たくも出来ざる作毛は毎年のこと、従て作得豊かなり、夫れに小作米は這入り来りて庭の飾り俵は常に田家の豊饒なるを示す、独り耕作と限らず養蚕も林業も皆相応に利益あり、貯蓄貸金の利息も中々に多し、従て年中気楽に暮らすことを得るの資力あり」という経営で、残益をもって貸金をし、やがて抵当流れ地を買得するなど土地所有を拡大する可能性をもっている。しかし、「何にか一仕事をと目論見ては往々失策するものなきにあらざりて、私かに村外のものに地所の所有権を移し、金を借りて預け金をなすの窮策を採るに至る」者もあつた。この階層は、「智恵あり信用あり地位財力あるが為」に「考へ次第にて禍福忽ち其処を異にす」る。前述地主層が、ただ座して「大は愈々大とな」るのとは異なり、「一は榮へ、一は衰へ、昨は富強にして今は貧苦となる、其差忽ちにして甚だしく異なる」(豊田村)という不安定な地位にあつた。この小地主層は、農業発展の推進者とはみられていない。とくに中郡豊田村では、次のように、この層の保守性が指摘されている。

其祖先伝来の田畑あるを待みて力を家業に尽さず、只管意を当世に用ひて家産の日に傾くを知らず、日常患ふる所は如何にして融通を付んか、金策を得んか、書入れ質入れに是れ奔走するのみ、進んで産を興すの計なく、退きて家を保つゝの意なし

このようにみると、当時、農業発展の担い手は、自作ないし自小作層に期待されていたといえよう。

横浜近郊の自小作農家 いま、この階層の農家経済の一例を、横浜近郊(一里を隔てる)の一農家(自作一田一反三畝・畑二反、小作一田三反七畝・畑五反・宅地五畝、経営規模一田五反畑七反)にとつて、その内容(一九〇〇、一九〇一年現在)をみよう(表三・四七)。

この家は、主人夫婦(男四十歳、女三十六歳)とその父母二人、子供四人の家族で、農繁期には日雇延二三人(男八人、女一五人)を雇う。一五坪の母屋に住み、他に八坪の納屋を持っている。牛馬はなく、鶏六羽・荷車一台を持ち、二二円の貯金がある

表3-47 1900(明治33)―1901年 横浜近郊一自小作農家の経営収支

区 分	収入(収穫)	うち現金収入	支 出	現金支出	
米(水稻)	30俵(120円)	32円000(8俵)	小 作 料	23円00外に米11俵	
冬 作	大 麦	9俵3斗	公 租 公 課	8.60	
	小 麦	7斗	農 業 費	下 肥	24.50 (うち8.00 横浜汲取代)
	蚕 豆	10円(1反)		馬 糞	6.00 (馬1頭1月 50銭の約定)
	菜	24円(3反)		乾 鰯	4.50(15貫)
	雑 作	10円		豆 粕	7.20(6枚)
	小 計	61円925		種 苗 代	1.80 (瓜、ナス、ニン ジン等種子)
夏 作	馬 鈴 薯	60俵(3反)		備 人 料	6.95(男8人、女1人)
	粟	11俵(2反)	農 具 代	新 調 理	2.20
	大 豆	6俵(2反)	修 理	2.80	
	甘 藷	600貫(1反5畝)	そ の 他	2.45	
	陸 稻	6俵(5畝)	農 業 費 計	90.00	
	秋 芋	15俵(1反5畝)	家 事 費	反 物	2.800
ソ バ	5斗(5畝)	被 服		代 糸 染 綿 代	1.600 (4反分)
雑 作	10円(1反)	代 綿		2.000(洗張とも)	
小 計	146円75	費 小 計		1.500	
副 業	鶏 卵	2円40(12羽)		そ の 他	3.000 (足袋・下駄・ 帽子・手拭等)
	出 稼 ぎ	360箇		小 豆	10.900
	機 織 り	16円00(40日)	塩	0.600	
	沢 庵	10円00(20反)	醬 油	0.800(2俵)	
	菖 蒲	1円20(1樽)	酒 酢	5.400(3本)	
	蕨	2円500	砂 糖	20.400	
	その他	3円00(200把)	米 麩	0.300	
	梅	2円00	菓 子	4.500(10貫)	
	薪炭・箒等	5升	そ の 他	0.360	
	小 計	4円30	小 計	7.300	
合 計	43円900	43円900	そ の 他	7.300 (魚肉・干物 茶・コンニャク)	
注『神奈川県農会報』第13号より作成			小 計	46.960	
損 益 勘 定	現 金 収 入	195円700	石 油 ・ 種 油	3.250	
	貯蓄利子収入	1.760	雑 品 薪 ・ 木 炭	4.800	
	現 金 支 出	191.030	費 小 の 他	2.120	
	差 引	+6.430	小 計	2.500	
	他に自家で生産し、自家で消費する分	228.970	器 具 費 (新調・修理)	12.670	
			交 際 費	5.500	
		学 童 費	3.000		
		小 遣	12.000(2人分)		
		医 薬 品	5.000		
		そ の 他	3.000		
		家 事 費 計	2.000		
		合 計	101.030		
			191.030		